

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.102

◆ 目次

1. 主要トピック

ARIPO

- ・告知：「特許および意匠に関するハラレ議定書」の改正

ケニア

- ・倫理・汚職防止委員会（EACC）が4,000万シリングの収賄事件で模倣品取締に携わる高級官僚を逮捕

リビア

- ・商標登録業務の中断期間

OAPI

- ・特許と実用新案に関する新たな公定料金

南アフリカ

- ・イノベーションを求めて模倣に至る：法曹法の隠れたリスク

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・アフリカ諸国の知的財産保護を EUIPO が最前線で支援（ライブ・オンラインチャット）
- ・知的財産権侵害に関する欧州オブザーバトリーが開発したポータル「Agorateka」を始めとする EUIPO の構想
- ・健康と安全の保護へ：アフリカで流通する模倣医薬品や模倣玩具の取締り
- ・今後の活動：アフリカ連合（AU）の「地理的表示に関する大陸的戦略」の評価および支援
- ・今後の活動：知的財産に関する国際条約への加入に向けた技術的サポート

アルジェリア

- ・アマジグ文化に由来する国家遺産の振興とアルジェリアにおける著作権者の権利保護の促進を目指すパートナーシップ

ARIPO

- ・今後の活動：ARIPO 加盟国内の知的財産当局と報道機関に関わるコミュニケーション問題
- ・今後の活動：ARIPO 加盟国向けに特許願書の作成に関する研修を実施

エチオピア

- ・アフリカの知的財産行政の模範となることを志向するエチオピア知的財産庁（EIPA）
- ・知的財産の登録件数が増加
- ・エチオピア知的財産庁の関係者が著作権・著作隣接権の制度と課題をテーマとしたディスカッション・フォーラムを開催
- ・エチオピア革新・技術省を始めとする指定機関の上級職員がエチオピア知的財産庁を訪問
- ・商標の登録と保護を主題とする研修をディレ・ダワ市で実施——エチオピア暦 2017 年 1 月 15 日
- ・商業標章の登録制度とセキュリティに関するミーティング

ケニア

- ・ケニア模倣品取締機関（ACA）のニュースレター第 15 号
- ・新規採用されたスタッフ 9 名が 2 日間の新人研修を修了
- ・オンライン著作権侵害に関する勧告

リベリア

- ・地理的表示：リベリアの新たな経済振興の幕開け

ナイジェリア

- ・ナイジェリア食品医薬品管理局（NAFDAC）——模倣品と模倣品取引の黒幕に対する攻勢を強化
- ・話題のニュース——ナイジェリアの女優オモニ・オボリが著作権を主張して YouTube 動画を撃退——人々の反応
- ・ナイジェリア著作権委員会（NCC）と国家技術教育委員会（NBTE）が技術大学と技術機関に関する知財ポリシーを策定
- ・著作権委員会がエヌグ州の学校の強制捜査により 110 万ナイル超に相当する違法書籍を押収
- ・NCC がラゴスにおいて海賊版と思われる書籍（価格にして 2,250 万ナイル相当）を押収
- ・NCC とナイジェリア音楽著作権協会（MCSN）の連携により著作権に関する啓発活動を展開
- ・NCC が出版社および書籍販売業者とラジオ会談——著作権と著作権侵害に関してリスナーを啓発

- ・不正な書籍の印刷に対する印刷業者の注意喚起
- ・ナイジェリア演奏家協会（PMAN）が NCC のポートハーコート支部を表敬訪問
- ・著作権事案に関する NCC の電子版ニュースレター第 27 号

OAPI

- ・国際知的財産研究センターのサブコレクションによる発表——知的財産に関する国際シンポジウムの議事録をまとめた CEIPI シンポジウム記録第 6 巻
- ・OAPI が知的財産に関する第 15 期修士課程を開講
- ・カメルーンの都市バフサムで開催された「バフサム開発フォーラム」において OAPI がイノベーションと起業家精神に対する支持を表明
- ・今後の活動：OAPI 加盟国の植物品種に関して認定された調査・審査センターのための参照コレクションと教育用データベース管理ツールに関わるベスト・プラクティスについての情報交換
- ・アフリカの中小企業の成長促進を目指す OAPI がメンター方式による指導プログラムを導入

南アフリカ

- ・リンポポ州の中心都市ムシナにおいて警察が模倣品取引の取締りを実施
- ・インドから輸入された模倣品のポテトチップとコーンスナックをダーバン港で押収

タンザニア

- ・タンザニアの営業登録・実施許諾局（BRELA）が大学生 1,500 名を対象として若年層向けの能力開発活動を実施
- ・「法律週間」（Law Week）の祝賀式典において BRELA が事業者と起業家への基本的なサービス提供を継続
- ・BRELA が「知的財産管理クリニック」（IPMC）に対し特別研修を実施

ザンビア

- ・四半期刊のオンライン・ニュースレター「The PACRA Bulletin」の第 3 号

ジンバブエ

- ・模倣品を販売していた食料品販売商に対する刑罰は禁錮 2 年と罰金 5,000 米ドル
- ・ケーススタディ：ジンバブエの著作権保護に関してよくある質問——芸術作品その他の著作物の場合

◆ ニュース

1. 主要トピック

ARIPO

・告知：「特許および意匠に関するハラレ議定書」の改正¹

アフリカ広域知的財産機関（African Regional Intellectual Property Organization ; ARIPO）は、「特許および意匠に関するハラレ議定書」（Harare Protocol on Patents and Industrial Designs）の改正を発表した。改正規定は2025年3月1日をもって発効し、それ以降は現在係属中の出願と新規出願の両方に適用される。今回の改正には、同議定書それ自体および施行規則の改正と、特許・意匠に関わる料金体系の変更が含まれている。特筆すべきは、実用新案に関わる手数料が改定されていないことである。今回の改正について詳細な情報を示すため、ARIPOは以下の資料を提供している。

- 改正に関する ARIPO 長官の告知²
- 改正後の「特許および意匠に関するハラレ議定書」³
- 改正後の施行規則⁴
- 特許に関する改定料金⁵
- 意匠に関する改定料金⁶

ケニア

・倫理・汚職防止委員会（EACC）が4,000万シリングの収賄事件で模倣品取締に携わる高級官僚を逮捕^{7,8}

ケニアの倫理・汚職防止委員会（Ethics and Anti-Corruption Commission ; EACC）は、2019/2020年から2024/2025年までの会計年度に4,000万ケニアシリング（日本円換算で47,902,400円）を超える賄賂を受け取った容疑で、模倣品取締機関（Anti-Counterfeit Agency ; ACA）の法務部長と秘書役を兼任する Johnson Adera 氏を逮捕した。これらの賄賂を提供したのは、模倣品取引業者だと言われている。贈賄の目的は法の目をかいくぐって取引を行えるようにすることである。Aderaが違法に入手した資金は、さまざまな経路を経て学資や生活費などの個人的な支出を賄うために利用されたという。AderaはEACCの本部に連行されて尋問を受けた後、保釈金を支払った上で解放された。EACCは模倣品の危険性を強調し、汚職に気づいたら通報するよう公衆に呼びかけた。今回の逮捕は、あらゆるレベルで模倣品を取り締まるというEACCの現在の取組に合致するものである。

¹ <https://www.aripo.org/notice/NOTICE:+AMENDMENTS+TO+THE+HARARE+PROTOCOL+ON+PATENTS+AND+INDUSTRIAL+DESIGNS-1738329674>

² https://www.aripo.org/storage/media/1738329762_2025%20HP%20NOTIFICATION%20OF%20COMPREHENSIVE%20REVIEW.pdf

³ https://www.aripo.org/storage/media/1738330024_ADOPTED%20AMENDMENTS%20TO%20THE%20HARARE%20PROTOCOL%20%20%20ON%20PATENTS,%20UTILITY%20MODELS%20AND%20INDUSTRIAL%20DESIGNS.pdf

⁴ https://www.aripo.org/storage/media/1738434097_REGULATIONS%20-%20HARARE%20PROTOCOL.pdf

⁵ https://www.aripo.org/storage/media/1738434097_REGULATIONS%20-%20HARARE%20PROTOCOL.pdf

⁶ https://www.aripo.org/storage/media/1738433564_ARIPO%20FEES%20FOR%20INDUSTRIAL%20DESIGNS.pdf

⁷ https://kenyainsights.com/eacc-arrests-anti-counterfeit-senior-official-in-sh40m-bribery-scheme/#google_vignette

⁸ <https://www.kenyans.co.ke/news/108390-govt-official-arrested-stealing-ksh40m-using-part-pay-school-fees>

リビア

・商標登録業務の中断期間⁹

リビア経済貿易省(Ministry of Economy and Trade)が2025年省議決定第2号(Ministerial Decision No. 2 of 2025)を発行し、同省議決定は2025年1月15日付で発効した。これにより、2024年の4月2日から同年9月2日までの期間に提出された商標出願はすべて無効とされることになった。今回このような措置がとられたのは、前記の期間を通じて商標局の業務が一時中断されていたためである。商標局の業務の中断は2022年11月から始まり、商標出願(特に外国人を出願人とする商標出願)の受付や処理に悪影響を及ぼした。¹⁰ 当局が新規商標出願の受付を再開したのは2024年9月2日で、その後は一定の出願要件が刷新された。新たに導入された要件の中には、認証済みの委任状と認証済みの法人登記書類の提出が含まれており、これらはいずれも出願人の本国に所在するリビア大使館による領事認証を必要とする。¹¹ ただし、指定された業務中断期間に提出された出願は、最新の省議決定によって無効とされることになる。

OAPI

特許と実用新案に関する新たな公定料金¹²

2025年1月1日から、OAPIの特許と実用新案については改定された料金体系が適用されている。特に特許出願に関係する手数料は、10項目を超えるクレームに課される追加料金や維持年金を含めて値上げされている。特定の行為(審査、分割出願、異議申立など)に課される新規の料金も導入された。2025年分の維持年金が以前の料金体系に従って2024年に支払われていた場合、2025年に改定された年金額が適用されることになるため、払込済みの年金額と改定後の年金額との差額を請求する通知書をOAPIが発行するものと思われる。さらに、現在PCT出願以外の出願は出願日または優先日から18か月以内に公開されることになっているが、付与された特許が公開されるのは特許付与の時点である。改訂版バンジュール議定書の付則IおよびIIの発行後に改定された料金¹³や、知的財産に関するその他の料金は、OAPIのウェブサイトに掲載されている¹⁴。以前の料金¹⁵と比較した場合、以下のような重要な料金改定が行われている(1ユーロ=655.957 CFAフランとして計算)。

料金の説明	2024年の料金 (CFAフラン)	2025年の料金 (CFAフラン)	改定内容
調査料	120,000 (~JPY2,400/USD188)	200,000 (~JPY4,800/USD314)	引上げ
クレーム超過料金 (10項目を超える場合)	45,000 (~JPY10,805/USD70)	65,000 (~JPY15,605/USD102)	引上げ

⁹ <https://oneworldip.com/2025/01/23/libya-suspension-of-trademark-registrations/>

¹⁰ https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/news-events/news/libyas-trademark-office-temporary-suspends-acceptance-foreign-applications-and-trade-mark-2023-02-03_en?utm_source

¹¹ <https://cwbip.com/insights/news/2024/libya-trade-mark-office-updates-filing-requirements>

¹² https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=5b5c0d3e-e0a9-4174-a687-f8a67008b6cd&utm_source=Lexology+Daily+Newsfeed&utm_medium=HTML+email+-+Body+-+General+section&utm_campaign=Lexology+subscriber+daily+feed&utm_content=Lexology+Daily+Newsfeed+2025-01-08&utm_term=

¹³ http://www.oapi.int/Ressources/Grille_taxes_oapi/2024/accord_revise/2/

¹⁴ <http://www.oapi.int/index.php/fr/ressources/reglements>

¹⁵ <https://web.archive.org/web/20240730082155/http://www.oapi.int/index.php/fr/ressources/reglements>

クレームの補正または追加	該当なし	65,000 (~JPY15,605/USD102)	新規料金
審査料	該当なし	250,000 (~JPY60,000/USD393)	新規料金
特許付与料	該当なし	150,000 (~JPY36,010/USD235)	新規料金
特許公開料	365,000 (~JPY87,625/USD574)	100,000 (~JPY24,000/USD157)	引下げ
権利回復決定公開料	600,000 (~JPY144,040/USD943)	60,000 (~JPY14,404/USD94)	大幅な引下げ
実用新案調査料	25,000 (~JPY6,000/USD39)	100,000 (~JPY24,000/USD157)	引上げ
実用新案審査料	該当なし	25,000 (~JPY6,000/USD39)	新規料金
実用新案登録料	該当なし	20,000 (~JPY4,800/USD31)	新規料金
実用新案公開料	30,000 (~JPY7,200/USD47)	10,000 (~JPY2,400/USD15)	引下げ

特許維持年金

料金の説明	2024年の料金 (CFAフラン)	2025年の料金 (CFAフラン)	改定内容
2~5年目 (1年毎に納付)	220,000 (~JPY52,815/USD346)	270,000 (~JPY64,820/USD424)	引上げ
6~10年目 (1年毎に納付)	375,000 (~JPY90,025/USD589)	400,000 (~JPY96,025/USD629)	引上げ
11~15年目 (1年毎に納付)	50,000 (~JPY12,000/USD78)	525,000 (~JPY126,035/USD825)	引上げ
16~20年目 (1年毎に納付)	650,000 (~JPY156,045/USD1,021)	675,000 (~JPY162,045/USD1060)	引上げ
延滞料	70,000 (~JPY16,805/USD110)	70,000 (~JPY16,805/USD110)	変更なし

実用新案の維持年金は改定されていないが、新たに延滞料 10,000 CFA フラン(日本円換算で 2,400 円)の延滞料が新たに導入された。

南アフリカ

・イノベーションを求めて模倣に至る：法曹法の隠れたリスク¹⁶

南アフリカの通商産業競争大臣（Minister of Trade, Industry, and Competition）が 2024 年 9 月 20 日に官報上で公開した法曹法（Legal Sector Code）¹⁷は、法曹界の変革と参加性の促進を目指した法律である。法曹法の導入によって、より幅広い層の人々が法律（特許法を含む）関連のサービスに参加するようになり、さまざまな発明家や企業が知的財産保護にアクセスする機会が潜在的に増大することになる。しかし、法曹法が意図せざる結果をもたらすこともありうる、と評論家たちは警鐘を鳴らしている。特に問題なのは、法曹法によってイノベーションが抑圧される恐れがあることだ。一部の規定は本物の進歩よりもコンプライアンスの方を優先する嫌いがあり、その結果生まれるのは独創的な発明ではなく模倣であるかもしれない。これらの要件が慎重に実施されなければ、法律実務家が遭遇する官僚機構の壁をさらに高くすることになりかねず、特許法と知的財産保護の進歩を鈍化させる恐れがある。知的財産と技術主導型産業の分野における南アフリカの競争力が法曹法によって確実に強化されるようにするためには、変革とイノベーションの間で適正なバランスを実現することが肝要であろう。

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・アフリカ諸国の知的財産保護を EUIPO が最前線で支援（ライブ・オンラインチャット）

https://www.linkedin.com/posts/africaipr_afripi-activity-7285310317562093568-zkkU/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2025 年 1 月 15 日)

- ・知的財産権侵害に関する欧州オブザーバトリーが開発したポータル「Agorateka」を始めとする EUIPO の構想

https://www.linkedin.com/posts/africaipr_music-art-photography-activity-7285574051723415552-gvle/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2025 年 1 月 16 日)

- ・健康と安全の保護へ：アフリカで流通する模倣医薬品や模倣玩具の取締り

<https://afripi.org/en/news/protecting-health-and-safety-combating-counterfeit-medicines-and-toys-africa> (2025 年 1 月 29 日)

- ・今後の活動：アフリカ連合（AU）の「地理的表示に関する大陸的戦略」の評価および支援

<https://afripi.org/en/activities/evaluation-and-support-au-continental-strategy-gis> (2025 年 1 月 30 日)

- ・今後の活動：知的財産に関する国際条約への加入に向けた技術的サポート

<https://afripi.org/en/activities/technical-support-accession-international-ip-treaties> (2025 年 1 月 30 日)

¹⁶ <https://www.golegal.co.za/innovation-legal-sector-code/>

¹⁷ <https://www.abp.org.za/wp-content/uploads/2024/09/Gazette-51271-Legal-B-BBEE-Sector-Codes-of-Good-Practice-1-1.pdf>

アルジェリア

・アマジグ文化に由来する国家遺産の振興とアルジェリアにおける著作権者の権利保護の促進を目指すパートナーシップ

<https://www.facebook.com/100064871767413/posts/1029486262557090/?rdid=QuDA3UupHmL0INRy#> (2025年1月12日)

ARIPO

・今後の活動：ARIPO加盟国内の知的財産当局と報道機関に関わるコミュニケーション問題
<https://afripi.org/en/activities/aripo-communication-programme-national-ip-offices-and-media> (2025年1月30日)

・今後の活動：ARIPO加盟国向けに特許願書の作成に関する研修を実施
<https://afripi.org/en/activities/training-patent-drafting-aripo-member-states> (2025年1月30日)

エチオピア

・アフリカの知的財産行政の模範となることを志向するエチオピア知的財産庁（EIPA）
<https://press.et/herald/?p=108548> (2025年1月3日)

・知的財産の登録件数が増加
<https://www.facebook.com/100064216956705/posts/983771217106768/?rdid=FGM5oJztSIUZ53E7#> (2025年1月3日)

・エチオピア知的財産庁の関係者が著作権・著作隣接権の制度と課題をテーマとしたディスカッション・フォーラムを開催
<https://www.facebook.com/share/p/17XuvB6o7u/> (2025年1月21日)

・エチオピア革新技術省を始めとする指定機関の上級職員がエチオピア知的財産庁を訪問
<https://www.facebook.com/share/p/1GCN8TGaGC/> (2025年1月22日)

・商標の登録と保護を主題とする研修をディレ・ダワ市で実施——エチオピア暦2017年1月15日
<https://www.facebook.com/100064216956705/posts/997799829037240/?rdid=5u5wsBPeDfZDZEMD#> (2025年1月24日)

・商業標章の登録制度とセキュリティに関するミーティング
<https://www.facebook.com/100064216956705/posts/998557295628160/?rdid=UalbP5MWebgZy5vi#> (2025年1月25日)

ケニア

・ケニア模倣品取締機関（ACA）のニュースレター第15号
https://www.linkedin.com/posts/anticounterfeitauthority_we-are-happy-to-share-with-you-the-15th-edition-activity-7283045915127369728-P4IA?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2025年1月9日)

- ・新規採用されたスタッフ 9 名が 2 日間の新人研修を修了

https://www.linkedin.com/posts/anticounterfeitauthority_pamojatuwajibike-teamaca-fightingcounterfeits-activity-7287406237535604736-xN5X?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2025 年 1 月 23 日)

- ・オンライン著作権侵害に関する勧告

<https://copyright.go.ke/index.php/media-center/news-updates/advisory-online-copyright-piracy> (2025 年 1 月 31 日)

リベリア

- ・地理的表示：リベリアの新たな経済振興の幕開け

https://www.liberianobserver.com/news/geographical-indications-unlocking-liberia-s-next-economic-boom/article_a6be9f72-ce55-11ef-ba9d-375bf2300a3c.html (2025 年 1 月 9 日)

ナイジェリア

- ・ナイジェリア食品医薬品管理局（NAFDAC）——模倣品と模倣品取引の黒幕に対する攻勢を強化

<https://allafrica.com/stories/202501130193.html> (2025 年 1 月 13 日)

- ・話題のニュース——ナイジェリアの女優オモニ・オボリが著作権を主張して YouTube 動画を撃退——人々の反応

<https://allafrica.com/stories/202501150315.html> (2025 年 1 月 15 日)

- ・ナイジェリア著作権委員会（NCC）と国家技術教育委員会（NBTE）が技術大学と技術機関に関する知財ポリシーを策定

<https://copyright.gov.ng/ncc-nbte-to-formulate-ip-policy-for-polytechnics-technical-institutions/> (2025 年 1 月 23 日)

- ・著作権委員会がエヌグ州の学校の強制捜査により 110 万ナイル超に相当する違法書籍を押収
<https://copyright.gov.ng/copyright-commission-raids-school-confiscates-books-worth-over-n1-1-million-in-enugu-state/>
(2025 年 1 月 26 日)

- ・NCC がラゴスにおいて海賊版と思われる書籍（価格にして 2,250 万ナイル相当）を押収
<https://copyright.gov.ng/ncc-seizes-suspected-pirated-books-worth-n22-5-million-in-lagos/> (2025 年 1 月 26 日)

- ・NCC とナイジェリア音楽著作権協会（MCSN）の連携により著作権に関する啓発活動を展開
<https://copyright.gov.ng/ncc-mcsn-collaborate-on-copyright-enlightenment/> (2025 年 1 月 26 日)

- ・NCC が出版社および書籍販売業者とラジオ会談——著作権と著作権侵害に関してリスナーを啓発

<https://copyright.gov.ng/ncc-parleys-publishers-and-booksellers-enlightens-radio-audience-on-copyright-and-piracy/> (2025 年 1 月 27 日)

- ・不正な書籍の印刷に対する印刷業者の注意喚起

<https://copyright.gov.ng/printers-cautioned-against-unauthorised-printing-of-books/> (2025 年 1 月 27 日)

- ・ナイジェリア演奏家協会 (PMAN) が NCC のポートハーコート支部を表敬訪問

<https://copyright.gov.ng/pman-pays-courtesy-visit-on-ncc-port-harcourt-office/> (2025 年 1 月 27 日)

- ・著作権事案に関する NCC の電子版ニュースレター第 27 号

<https://www.facebook.com/share/p/1AMQtgQJ9r/> (2025 年 1 月 31 日)

OAPI

- ・国際知的財産研究センターのサブコレクションによる発表——知的財産に関する国際シンポジウムの議事録をまとめた CEIPI シンポジウム記録第 6 巻

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedln_propriaeztaezintellectuelle-oapi-activity-7287302357674016768-xld0/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2025 年 1 月 21 日)

- ・OAPI が知的財産に関する第 15 期修士課程を開講

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/929-l-oapi-lance-la-15%C3%A8me-%C3%A9dition-de-son-master-en-propri%C3%A9t%C3%A9-intellectuelle;>

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/930-formation-en-propri%C3%A9t%C3%A9-intellectuelle-l-oapi-accueil-sa-15%C3%A8me-promotion> (2025 年 1 月 24 日)

(2025 年 1 月 23 日)

- ・カメルーンの都市バフサムで開催された「バフサム開発フォーラム」において OAPI がイノベーションと起業家精神に対する支持を表明

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/931-l-oapi-soutient-l-innovation-et-l-entrepreneuriat-au-forum-de-d%C3%A9veloppement-de-bafoussam;>

(2025 年 1 月 24 日)

- ・今後の活動：OAPI 加盟国の植物品種に関して認定された調査・審査センターのための参照コレクションと教育用データベース管理ツールに関わるベスト・プラクティスについての情報交換

<https://afripi.org/en/activities/exchange-best-practices-regarding-reference-collections-and-training-database-management> (2025 年 1 月 30 日)

- ・アフリカの中小企業の成長促進を目指す OAPI がメンター方式による指導プログラムを導入

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/932-l-oapi-lance-un-programme-de-mentorat-pour-booster-la-croissance-des-pme-africaines;>

(2025 年 1 月 31 日)

南アフリカ

- ・リンポポ州の中心都市ムシナにおいて警察が模倣品取引の取締りを実施

<https://www.iol.co.za/news/crime-and-courts/police-clamp-down-on-counterfeit-trade-in-musina-limpopo-689fe5eb-833d-421c-aa64-c0e94d1d5cee> (2025 年 1 月 14 日)

- ・インドから輸入された模倣品のポテトチップとコーンスナックをダーバン港で押収

<https://www.iol.co.za/thepost/news/counterfeit-potato-chips-and-puff-corn-from-india-seized-in-durban-d493d9bd-3473-45e6-9fd5-0092ba7816d6> (2025 年 1 月 30 日)

タンザニア

- ・タンザニアの営業登録・実施許諾局 (BRELA) が大学生 1,500 名を対象として若年層向けの能力開発活動を実施

<https://www.facebook.com/100064680825984/posts/1072158434950174/?rdid=QQb68Yv4ujl8UKkk> (2025 年 1 月 20 日)

- ・「法律週間」 (Law Week) の祝賀式典において BRELA が事業者と起業家への基本的なサービス提供を継続

https://www.facebook.com/100064680825984/posts/1078411634324854/?rdid=pDB39ikjPGcTxK9v&share_url=https%3A%2F%2Fwww.facebook.com%2Fshare%2F163zNRKWKr%2F# (2025 年 1 月 28 日)

- ・BRELA が「知的財産管理クリニック」 (IPMC) に対し特別研修を実施

https://www.facebook.com/story.php?story_fbid=1080546744111343&id=100064680825984&rdid=uFh0D8JbsSdNvpcY# (2025 年 1 月 31 日)

ザンビア

- ・四半期刊のオンライン・ニュースレター「The PACRA Bulletin」の第 3 号

https://www.linkedin.com/posts/pacrazambia_businessstartshere-activity-7289637728810405890-BggF?utm_source=share&utm_medium=member_desktop (2025 年 1 月 31 日)

ジンバブエ

- ・模倣品を販売していた食料品販売商に対する刑罰は禁錮 2 年と罰金 5,000 米ドル

<https://allafrica.com/stories/202501100303.html> (2025 年 1 月 9 日)

- ・ケーススタディ：ジンバブエの著作権保護に関してよくある質問——芸術作品その他の著作物の場合

https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/regional-helpdesks/africa-ip-sme-helpdesk/case-studies_en?fbclid=IwY2xjawH_G8FleHRuA2F1bQlxMQABHWvhj3yMimKzRtvsFqJlt8-bzMdr0h7FZcsdFe9CNTLkXj8Plq6hqR_mIQ_aem_dUGEIE1S6p19LTIPsj6DOA (2025 年 1 月 13 日)

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 102

[著者]

KISCH IP

KISCH IP

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2025年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、KISCH IP が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。